

事務 事業名	コード1	14000	緊急通報体制等整備事業	課 所属班 電話番号	高齢者福祉課		
	コード2				高齢者班		
			☐ 主要事業	62-5350	内線	175	
施策 体系	基本方針	3	健やかでやすらぎのあるまちづくり	予算 科目 根拠 法令	会計		
	施策	4	高齢者福祉の充実		一般会計		
	施策の展開	3	在宅福祉の充実		款	項	目
	基本事業	165	緊急通報体制等整備事業		3	2	3
					旭市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱		

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるように記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 4 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述⇒	65歳以上の在宅の寝たきり高齢者・ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図る。 ①ひとり暮らし高齢者等の日常生活における緊急時の連絡のため、緊急通報装置とペンダントを貸与する。 ②低所得者のひとり暮らし高齢者等に対して、福祉電話を貸与し、新規設置料・基本料金・撤去事務手数料を負担する。 ③-1低所得者の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等に火災警報器・自動消火器を給付する。 ③-2高齢者のみの世帯あって、心身機能の低下に伴う出火への配慮から市長が必要と認めた世帯に、電磁調理器を給付する。 【業務の流れ】 新規申請者受付(対象者確認)→給付通知書・給付券の送付→新規申請分の給付・貸与(随時) 関係先へ設置者情報の報告(設置・撤去)、設置者及びあんしんセンター等からの設置者情報についての管理及び対応(随時)

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(25年度の実績)	単位:千円
1.委託料	6,513
2.通信運搬費	41
3.扶助費	0
	0
	0
② 延べ業務時間の内訳(25年度の実績)	単位:時間
新規申請者受付・自己負担額の算定及び決定・名簿作成・センター等への 連絡・情報管理 288時間、 自己負担額改定事務 40時間、 契約事務 24時間	

事業費	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
1.委託料	千円	6,608	6,525	6,513	7,180
2.通信運搬費	千円	92	82	41	56
3.扶助費	千円	0	0	0	24
	千円				
事業費計(A)	千円	6,700	6,607	6,554	7,260
うち一般財源	千円	6,699	6,606	6,554	7,260
人件費					
正規職員従事人数	人	0.17	0.17	0.17	0.17
延べ業務時間	時間	352	352	352	352
人件費計(B)	千円	1,338	1,338	1,338	1,338
トータルコスト(A)+(B)	千円	8,038	7,945	7,892	8,598

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
	25年度実績(25年度に行った主な活動) 新規申請者受付・自己負担額の算定及び決定・緊急 通報装置設置者の情報管理及び対応・契約事務等	ア 緊急通報装置増減台数 (上段:設置、中段:撤去、下段:増減台数)	台	24 ▲31 ▲7	35 ▲39 ▲4	34 ▲22 12	35 ▲25 10
		イ 福祉電話年度内設置台数	台	5	4	3	3
		ウ 火災報知機等給付数	個	0	0	0	4
	26年度計画(26年度に計画している主な活動) 新規申請者受付・自己負担額の算定及び決定・緊急 通報装置設置者の情報管理及び対応・契約事務等						
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯	ア 65歳以上ひとり暮らし高齢者数 (4/1現在)	人	869	852	859	876
		イ 65歳以上の高齢者のみの世帯数 (4/1現在)	世帯	未把握	未把握	未把握	未把握
	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
	緊急時の通報体制の整備及び火災防止のための 日常生活用具を給付又は貸与することにより、安 心・安全な生活が維持出来る。	ア 緊急通報装置年度末設置台数 ()	台	191	187	199	202
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	イ 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者の みの世帯における自宅での事故件数 ()	件	未把握	未把握	未把握	未把握
	在宅で安心して生活することができる。	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
		ア 安心して暮らすことができると感じている在宅高 齢者の割合 ()	%	未把握	未把握	未把握	未把握
		イ					

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
・ひとり暮らしや高齢者だけの世帯では、緊急時の通報に支障をきたす。 ・低所得者の日常生活用具の不足。	・変更無し	・急に具合が悪くなった場合を考えると、その装置があることにより、すぐ連絡することが可能となり、安心して生活が出来る。(利用者) ・家族が仕事等で不在となり、日中、独居状態となってしまう高齢者にも緊急通報装置を設置して欲しい。(市民)

事務事業名	緊急通報体制等整備事業	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班
-------	-------------	----	--------	----	------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時の通報装置を整備することにより、迅速かつ的確な対応が望める。 また、火災防止のための日常生活用具を給付することにより、更なる安全な生活を維持出来る。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者など、緊急時にまわりに人がいないと想定される方を対象に限定しているが、日中のみ高齢者だけになってしまう方(世帯)も、緊急通報装置の設置が必要な場合もあるので、見直し余地がある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 核家族化もあり、高齢者だけの世帯が増加していく中、高齢者が安心して生活が継続出来るような福祉の充実には行政の役割であるため、所得に応じて自己負担額を決定し、低所得者の高齢者も装置設置が可能となるよう継続が必要である。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 近隣団体でも、同様の事業を行っているが、高齢者世帯へ全戸貸与はしていない。持病をお持ちのような方や、体が不自由になってきている方などが申請されている。65歳以上の高齢者で介護認定されている方は約1割。緊急通報装置は対象世帯の約2割が設置されているので、妥当だと思われる。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 高齢者以外の家族が仕事等で不在となり、日中、ひとり暮らしの状態となっている高齢者も緊急通報装置の対象とすることにより、家族が安心して生活を維持出来る。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：(シルバーフォン(NTT)、緊急通報サービス(アズビル、フィリップス等)、ホームセキュリティ(セコム、ALSOK)等) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☒ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 民間(NTT等)でも行っており、要望によって様々なサービスを追加することが出来る。費用については、サービスに伴うため、公費と同程度で設置となる装置もあれば、公費より高額で設置となる装置がある。当市では同様の貸与事業は無く、また、65歳以上の高齢者等に対する同様の給付事業が無い。 ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 合併前から現在の業者と1年度ごとに契約しており、他社との競争となると、機器の交換等不都合が生じてしまうため、業務に精通している現在の業者と契約することで事業費を抑えられる。今後、新規の方へモバイル通信の装置を設置することにより、その装置については、撤去費用(1台 3,086円)がかからないため、削減余地はあるが、その装置の操作が可能な方となる。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最低限の人員で対応しているため削減の余地なし。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 日中、ひとりになってしまう高齢者にも、緊急通報装置設置の必要性があるため、対象の見直しが必要であると思われる。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	65歳以上の高齢者に対する同様の市の事業は無く、今後、高齢者人口の増加は予想されることから、事業の継続は必要である。 現在は、65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者世帯のみだが、日中、高齢者だけになってしまう家庭にも装置設置の必要性が出てきている。
② 有効性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	
③ 効率性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	
④ 公平性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)		※2～3年後を目処にした方向性		➡	(3)改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)
☒ 目的再設定	☐ 行政関与の見直し	☐ 事業統廃合・連携(関連事業:)			
☒ 事業のやり方改善による成果向上	☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減	☐ 費用負担の適正化			
☒ 事業のやり方改善による事業費削減	☐ 費用負担の適正化				
☒ 受益機会の適正化					
☐ 廃止・休止					
(2)改革改善案について		※いつまでに、なにを、どうするのか？			
いつまでに	なにを、どうするのか？				
26年度中	日中のみ高齢者だけになってしまう方(世帯)まで、設置の対象を拡大するかどうかについて検討する。				
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策					
①日中のみ高齢者だけの世帯になってしまう場合の緊急装置設置の対象範囲をどこまでにするか。②申請時に世帯の状況を確認するための書類についてどうするか。③費用については、緊急通報装置の設置及び撤去費用は公費だが、月々の利用料は生計中心者の収入で算定し、自己負担額を徴収するため、自己負担(全額・一部負担)となる世帯が大多数と想定されるが、民間でも同程度の価格で同程度のサービスのサービスが商品化されてきている。 →①、②近隣市で既に行っている市があるので参考にしたい。(成田市 26世帯設置、銚子市 設置なし) →③設置者の選択					